

第 124 期 決算公告

2026 年 6 月 26 日

山形県山形市本町一丁目 4 番 2 1 号

株式会社 荘 内 銀 行

取締役頭取 佐 藤 敬

貸借対照表 (2026 年 3 月 31 日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	153,113	預 金	1,302,272
現 金	22,658	当 座 預 金	21,685
預 け 金	130,454	普 通 預 金	859,539
買 入 金 銭 債 権	1,184	貯 蓄 預 金	9,472
商 品 有 価 証 券	182	通 知 預 金	187
商 品 地 方 債	182	定 期 預 金	389,311
金 銭 の 信 託	30,352	定 期 積 金	7,141
有 価 証 券	229,347	そ の 他 の 預 金	14,934
国 債	34,967	譲 渡 性 預 金	14,826
地 方 債	36,184	借 用 金	45,200
社 債	40,767	借 入 金	45,200
株 式	18,299	外 国 為 替	13
そ の 他 の 証 券	99,129	売 渡 外 国 為 替	11
貸 出 金	1,003,143	未 払 外 国 為 替	2
割 引 手 形 付	400	そ の 他 負 債	17,054
手 形 貸 付	7,848	未 決 済 為 替 借	147
証 書 貸 付	934,272	未 払 法 人 税 等	266
当 座 貸 越	60,621	未 払 費 用	1,530
外 国 為 替	657	前 受 収 益	322
外 国 他 店 預 け	657	給 付 補 填 備 金	6
そ の 他 資 産	11,360	金 融 派 生 商 品	308
未 決 済 為 替 貸	113	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	8,131
前 払 費 用	9	リ ー ス 債 務	3
未 収 収 益	1,750	そ の 他 の 負 債	6,338
金 融 派 生 商 品	8,215	役 員 賞 与 引 当 金	41
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	137	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	0
そ の 他 の 資 産	1,133	偶 発 損 失 引 当 金	220
有 形 固 定 資 産	11,340	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	367
建 物	6,275	支 払 承 諾	5,940
土 地	4,135	負 債 の 部 合 計	1,385,937
リ ー ス 資 産	3	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	12	資 本 金	8,500
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	913	資 本 剰 余 金	20,308
無 形 固 定 資 産	727	資 本 準 備 金	8,500
ソ フ ト ウ ェ ア	683	そ の 他 資 本 剰 余 金	11,808
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	43	利 益 剰 余 金	29,673
前 払 年 金 費 用	564	そ の 他 利 益 剰 余 金	29,673
繰 延 税 金 資 産	1,422	別 途 積 立 金	5,000
支 払 承 諾 見 返	5,940	繰 越 利 益 剰 余 金	24,673
貸 倒 引 当 金	△ 4,238	株 主 資 本 合 計	58,481
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 5,844
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	5,716
		土 地 再 評 価 差 額 金	805
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	678
		純 資 産 の 部 合 計	59,160
資 産 の 部 合 計	1,445,097	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,445,097

損益計算書

〔 2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月 31 日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	28,520
資 金 運 用 収 益	19,098
貸 出 金 利 息	12,507
有 価 証 券 利 息 配 当 金	5,990
コ ー ル ロ ー ン 利 息	0
預 け 金 利 息	560
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	22
そ の 他 の 受 入 利 息	16
役 務 取 引 等 収 益	3,850
受 入 為 替 手 数 料	693
そ の 他 の 役 務 収 益	3,157
そ の 他 業 務 収 益	451
国 債 等 債 券 売 却 益	451
そ の 他 経 常 収 益	5,121
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	831
株 式 等 売 却 益	2,773
金 銭 の 信 託 運 用 益	1,273
そ の 他 の 経 常 収 益	241
経 常 費 用	24,538
資 金 調 達 費 用	3,109
預 金 利 息	2,602
譲 渡 性 預 金 利 息	41
コ ー ル マ ネ ー 利 息	0
借 入 金 利 息	140
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	293
そ の 他 の 支 払 利 息	30
役 務 取 引 等 費 用	2,121
支 払 為 替 手 数 料	96
そ の 他 の 役 務 費 用	2,025
そ の 他 業 務 費 用	5,640
外 国 為 替 売 買 損	712
商 品 有 価 証 券 売 買 損	1
国 債 等 債 券 売 却 損	4,815
金 融 派 生 商 品 費 用	109
営 業 経 費	11,424
そ の 他 経 常 費 用	2,242
株 式 等 売 却 損	1,245
株 式 等 償 却	0
金 銭 の 信 託 運 用 損	83
そ の 他 の 経 常 費 用	912
経 常 利 益	3,982

(単位：百万円)

科 目				金 額	
特 別 利 益					0
固 定 資 産 処 分 益			0		
特 別 損 失					295
固 定 資 産 処 分 損 失			101		
減 損			193		
税 引 前 当 期 純 利 益					3,687
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			724		
法 人 税 等 調 整 額			4		
法 人 税 等 合 計					728
当 期 純 利 益					2,958

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 5年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を外国為替売買損益（「その他業務収益」又は「その他業務費用」）として処理しております。

7. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

- ① 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日）に規定する破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

- ② 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下、「非保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。具体的には、

- (イ) 非保全額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

- (ロ) 上記の債務者に係る債権のうち、非保全額が一定額以上の債務者に係る債権については、上記(イ)で算定した予想損失額に基づく貸倒引当金の十分性を個別に検証し、必要に応じて、債務者の財政状態に基づき合理的に見積もられた回収可能額を非保全額から控除した残額を計上しております。

- ③ 貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

- ④ 正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で、資産査定部署より独立した資産監査部署で査定結果を監査しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

8. 収益の計上方法

当行の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務等の各種サービスの提供であります。

A T M利用手数料や口座振替手数料（預金・貸出業務）、国内外の送金手数料（為替業務）、公社債引受手数料（証券関連業務）、投資信託や保険の販売手数料（代理業務）等については取引が発生又は関連サービスが提供された時点において履行義務を充足するものとして収益を認識しております。また、貸金庫手数料（保護預り・貸金庫業務）等、関連サービスが提供される期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

10. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

11. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

- (1) 投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等含めた投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は国債等債券償還損（「その他業務費用」）に計上しております。
- (2) 取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用は、付与日における当行親会社であるフィデアホールディングス株式会社株式の時価で測定しております。また、費用処理については、対象勤務期間にわたって人件費（「営業経費」）に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 4,238百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「7. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

貸倒引当金の算定にあたり、債務者区分の判断が特に重要となります。

債務者区分の判断に用いた主要な仮定は、「貸出先の将来の業績見通し」であります。「貸出先の将来の業績見通し」は、個々の債務者の経営成績、財政状態、貸出条件、返済履行状況、経営改善計画の策定や進捗状況といった定量的要素及び定性的要素に関する情報を収集し、それらを踏まえて総合的に判断した上で、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

主要な仮定である「貸出先の将来の業績見通し」は、不確実性が高く、貸出先の状況や将来の経済環境等が変化した場合、債務者区分の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。債務者区分が変動した場合には、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金が増減する可能性があります。

未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 令和6年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 令和6年9月13日）等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額 828百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,445百万円
危険債権額	14,759百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	1,001百万円
合計額	18,206百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、400百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	45,997百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	45,200百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券29,349百万円、金融商品等差入担保金137百万円、現金預け金6百万円、その他の資産6百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金434百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、146,308百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が137,411百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年9月30日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 560百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 10,054百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 168百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は16,049百万円であります。
10. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権 21百万円
11. 関係会社に対する金銭債権総額 12,386百万円
12. 関係会社に対する金銭債務総額 2,063百万円
13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 10.11%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 169百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 1百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 876百万円

2. 減損損失は次のとおりであります。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	山形県内	営業店舗5カ所	土地及び建物	134百万円
稼働資産	宮城県内	営業店舗1カ所	建物	9百万円
売却予定	山形県内	共用資産1カ所	土地及び建物	10百万円
遊休資産	山形県内	遊休資産5カ所	土地及び建物	39百万円
合計				193百万円

営業活動から生ずる損益の減少によるキャッシュ・フローの低下や遊休状態、売却方針の決定等となった上記資産について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額193百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位、同一建物内で複数店舗が営業している営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、遊休資産や売却予定資産は、各資産を最小の単位としております。本部、事務センター等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

当該資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額や路線価等の市場価格を適切に反映している価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行は、主として国内の法人や個人のお客さまへの貸出及び債券や株式、投資信託等の有価証券による運用等の銀行業務を中心とした金融情報サービスを行っております。これらの事業を健全に行っていくため、経営体力の範囲内でリスクを許容し、収益力の向上を目指しております。

当行では、主として金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を保有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（ALM）を行うほか、必要に応じてデリバティブ取引を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産には、主として国内の法人及び個人のお客さまに対する貸出金があり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

主な金融負債である預金及び譲渡性預金は、主として国内の法人及び個人のお客さまの預け入れによるものです。集中的な預金の解約等による流動性リスクに留意する必要がありますが、預金等の大部分は個人のお客さまによるもので小口分散されているほか、大口預金の比率を一定以下にコントロールする等により当該リスクを抑制しております。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている金利スワップ取引、及びその他有価証券で保有する債券に対する先物取引、オプション取引等があります。デリバティブ取引は、投機的な取引を目的とするものではなく、主としてヘッジ目的で実施しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行では、「リスク管理基本方針」及び各種リスク管理規程を定め、以下のリスク管理を実施する体制を整備しております。

① 信用リスクの管理

当行は、「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」等に従い、貸出金について、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、自己査定等の事後管理、保証や担保の設定、問題債権への対応、与信集中リスク管理等与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資担当部門により行われ、また、定期的に経営会議等を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については監査担当部門がチェックしております。

② 市場リスクの管理

市場取引については、フロントオフィス、ミドルオフィス及びバックオフィスをそれぞれ独立した部署とし、相互に牽制する体制としております。

(イ) 金利リスクの管理

当行は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。「市場リスク管理規程」等の規程に従い、金利リスク量を計測するとともに、定期的にギャップ分析や感応度分析等によりモニタリングを実施し、定期的に経営会議等に報告しております。また、現状分析を踏まえた今後の対応等の協議を行っております。

(ロ) 為替リスクの管理

当行は、「市場リスク管理規程」等に従い、為替の変動リスクに関して、総合持高、損失限度額を設定する、若しくはヘッジ取引を行う等により管理しております。

(ハ) 価格変動リスクの管理

当行は、「市場リスク管理規程」等に従い、価格変動リスクを管理しております。有価証券のリスクはバリュー・アット・リスク (VaR)、10BPV等リスク指標に基づいて、予め設定した限度額に対する使用状況をリスク管理部門が日次でモニタリングするとともに、経営会議等に報告しております。

(ニ) デリバティブ取引

デリバティブ取引の取扱いにつきましては、取引の執行、ヘッジ取引の有効性検証、事務管理に係る部門を分離し、取扱規程に基づいた運用・管理のもとに行っております。

(ホ) 市場リスクに係る定量的情報

トレーディング目的以外の金融商品

当行では時価が日次で変動する商品を多数保有し、その変動額も他のリスクカテゴリーと比較して大きいため、VaRを用いた市場リスク量を日次(預金・貸出金等の金利リスク量は月次)で把握・管理しております。

2026年3月期の当行のバンキング勘定の市場リスク量は次のとおりであります。

＜バンキング勘定のリスク量＞

(単位：億円)

	平 均	最 大	最 小	年 度 末
預金・貸出金等	0	0	0	0
有価証券	173	209	137	209
債券	35	49	23	23
株式	44	67	20	65
その他	129	158	105	136

(※1) VaRの計測手法は、原則として「分散共分散手法」で計測しております。

(※2) 保有期間は、有価証券のうち市場流動性の高い金融商品（国債、地方債、上場株式（除く政策投資）等）は60営業日（上場株式のうち政策投資銘柄は250営業日）、市場流動性の低い金融商品及び預金・貸出金等は125営業日及び250営業日で算出しております。

(※3) 信頼区間は99%、変動率を計測するための市場データの抽出期間は250営業日を使用しております。

(※4) 有価証券の「債券」と「株式」のリスクファクター間で相関を考慮しているため、合計値が合致しません。

(※5) 現在の預金・貸出金等の金利リスク量は、金利上昇リスクではなく、金利低下リスクを表すものとなっております。内部管理上は金利上昇リスクを管理することとしており、預金・貸出金等の金利リスク量を「0」としております。

なお、当行では、有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測した保有期間1日のVaRと実際の損失を比較するバックテストを実施しております。

現在使用している計測モデルは、相応の精度により市場リスクを捕捉しているものと考えられますが、変動率（ボラティリティ）の上昇により、リスク量（VaR）の増加が見込まれる局面では、随時対応を図り保守的に運営してまいります。

VaRによるリスク管理を行うにあたっては、特に以下の点に十分留意して活用することとしております。

(i) 市場リスクのVaR等の定量的情報は、統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件や算定方法等によって異なる値となること

(ii) 市場リスクのVaR等の定量的情報は、前提条件等に基づいて算定した統計的な値であり、最大損失額の予測を意図するものではないこと（信頼区間に応じた頻度で損益がVaRを上回ることが想定されること）

(iii) 将来の市場の状況は、過去とは大きく異なることがあること

なお、トレーディング目的の金融商品につきましては、保有残高が極めて少なく、経営に与える重要性が限定的であるため開示対象外としております。

③ 流動性リスクの管理

当行は、「流動性リスク管理規程」等に従い、流動性リスク管理に係る限度額を設定し、実績を日次でモニタリングするとともに、経営会議等に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。また、現金預け金、買入金銭債権、外国為替（資産・負債）、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	182	182	—
(2) 金銭の信託	30,352	30,352	—
(3) 有価証券（※1）			
その他有価証券	224,746	224,746	—
(4) 貸出金	1,003,143		
貸倒引当金（※2）	△ 4,122		
	999,020	970,069	△ 28,951
資産計	1,254,302	1,225,351	△ 28,951
(1) 預金	1,302,272	1,302,073	△ 199
(2) 譲渡性預金	14,826	14,826	—
(3) 借入金	45,200	45,200	—
負債計	1,362,299	1,362,099	△ 199
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(303)	(303)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	8,210	8,210	—
デリバティブ取引計	7,907	7,907	—

（※1）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24－3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。なお、第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は該当ありません。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）（※2）	941
組合出資金（※3）	3,659

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(※1)	130,454	—	—	—	—	—
買入金銭債権	1,184	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	15,421	22,523	24,666	18,161	37,128	76,032
うち国債	1,000	—	3,000	—	9,000	30,700
地方債	4,924	8,169	8,703	4,590	5,603	9,413
社債	4,184	7,647	4,655	1,413	444	29,167
その他	5,311	6,707	8,306	12,157	22,081	6,750
貸出金(※2)	142,256	183,470	161,931	97,773	87,977	281,299
合 計	289,317	205,993	186,598	115,934	125,105	357,331

(※1) 預け金のうち、期間の定めのないものは「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない16,900百万円、期間の定めのないもの31,534百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	1,166,425	36,832	11,359	—	—	—
譲渡性預金	14,826	—	—	—	—	—
借入金	45,200	—	—	—	—	—
合 計	1,226,452	36,832	11,359	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	30,352	—	30,352
有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	—	182	—	182
其他有価証券				
国債・地方債等	34,967	36,184	—	71,151
社債	—	25,038	15,728	40,767
株式	17,358	—	—	17,358
外国証券	9,657	5,251	—	14,908
投資信託	20,385	55,798	—	76,184
デリバティブ取引				
金利関連	—	8,210	—	8,210
通貨関連	—	5	—	5
資産計	82,368	161,024	15,728	259,120
デリバティブ取引				
通貨関連	—	308	—	308
負債計	—	308	—	308

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は4,377百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	101,649	868,419	970,069
資産計	—	101,649	868,419	970,069
預金	—	1,302,073	—	1,302,073
譲渡性預金	—	14,826	—	14,826
借入金	—	45,200	—	45,200
負債計	—	1,362,099	—	1,362,099

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている金融商品については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

売買目的有価証券及びその他有価証券

売買目的有価証券及びその他有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用格付ごとの信用スプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものは、内部格付、期間に基づく区分ごとに、原則として金利満期までの元利金の合計額を信用格付毎の信用スプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。

なお、信用スプレッドは信用格付ごとの累積デフォルト率、ロス率を基に残存期間帯別に計算しております。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際の店頭表示基準利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やオプション価格計算モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2026年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	倒産確率	0.05% — 100.00%	1.69%
		回収率	0.00% — 15.02%	14.83%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又は評価・換算差額等		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替(*2)	レベル3の時価からの振替(*3)	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	評価・換算差額等に計上(*1)					
有価証券								
その他有価証券								
社債								
私募債	16,995	—	△ 136	△ 1,131	—	—	15,728	—

(*1) 貸借対照表の「評価・換算差額等」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、該当事項はありません。

(*3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、該当事項はありません。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行はリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベル分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、回収率であります。なお、倒産確率の著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることになり、回収率の著しい増加（減少）は、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、回収率に関して用いている仮定の逆方向への変化を伴います。

(注3) 第24－3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又は評価・換算差額等		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなす取扱いを適用することとした額	投資信託の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上 (※1)	評価・換算差額等に計上 (※2)					
4,099	△ 5	377	△ 100	—	—	4,377	—

(※1) 損益計算書の「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に含まれております。

(※2) 貸借対照表の「評価・換算差額等」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	貸借対照表計上額
解約に際し、1カ月超前に事前通告が必要となる	4,377

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2026年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△ 1

2. 満期保有目的の債券(2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2026年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—
関連法人等株式	149
組合出資金	678

4. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	12,514	6,614	5,900
	債券	3,835	3,810	24
	国債	1,008	1,003	4
	地方債	1,109	1,104	4
	社債	1,717	1,701	15
	その他	51,689	43,256	8,433
	小計	68,040	53,681	14,358
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	4,843	5,204	△ 361
	債券	108,083	128,565	△ 20,482
	国債	33,959	42,290	△ 8,331
	地方債	35,074	40,463	△ 5,388
	社債	39,049	45,811	△ 6,761
	その他	43,788	45,834	△ 2,045
	小計	156,715	179,604	△ 22,888
合計		224,755	233,285	△ 8,530

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	35,613	1,892	1,065
債券	43,983	—	4,421
国債	36,007	—	3,235
地方債	6,836	—	781
社債	1,139	—	404
その他	56,279	1,332	575
合計	135,876	3,225	6,061

7. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおり定めております。

- (1) 時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合。
- (2) 時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合について、発行会社の財務内容や一定期間の時価の推移等を勘案し、当行が制定した基準に該当した場合。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	30,352	1,225

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

譲渡制限付株式報酬制度

1. 譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

	当事業年度
人件費 (「営業経費」)	20 百万円

2. 譲渡制限付株式報酬の内容

	2022 年 7 月付与
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 7 名 (注) 当行の執行役員 7 名
付与された株式の種類及び数	当行親会社普通株式 15,100 株
付与日	2022年7月21日
勤務対象期間	当行の2022年開催定時株主総会から2023年開催予定の定時株主総会までの期間
譲渡制限期間	当行親会社株式の処分日である2022年8月10日から親会社の取締役及び執行役員並びに当行又は株式会社北都銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間
譲渡制限解除条件	当行親会社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役若しくは執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、2022年7月から割当対象者が当行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数 (ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。) の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。
付与日における公正な評価単価	1,289 円

(注) 社外取締役及び監査等委員を除く。

	2023 年 7 月付与
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 5 名 (注) 当行の執行役員 9 名
付与された株式の種類及び数	当行親会社普通株式 14,400 株
付与日	2023 年 7 月 20 日
勤務対象期間	当行の 2023 年開催定時株主総会から 2024 年開催予定の定時株主総会までの期間
譲渡制限期間	当行親会社株式の処分日である 2023 年 8 月 18 日から親会社の取締役及び執行役並びに当行又は株式会社北都銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間
譲渡制限解除条件	当行親会社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役若しくは執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、2023 年 7 月から割当対象者が当行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を 12 で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。
付与日における公正な評価単価	1,442 円

(注) 社外取締役及び監査等委員を除く。

	2024 年 7 月付与
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 5 名 (注) 当行の執行役員 8 名
付与された株式の種類及び数	当行親会社普通株式 11,700 株
付与日	2024 年 7 月 18 日
勤務対象期間	当行の 2024 年開催定時株主総会から 2025 年開催予定の定時株主総会までの期間
譲渡制限期間	当行親会社株式の処分日である 2024 年 8 月 16 日から親会社の取締役及び執行役並びに当行又は株式会社北都銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間
譲渡制限解除条件	当行親会社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役若しくは執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、2024 年 7 月から割当対象者が当行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を 12 で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。
付与日における公正な評価単価	1,623 円

(注) 社外取締役及び監査等委員を除く。

	2025 年 7 月付与
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 7 名 (注) 当行の執行役員 10 名
付与された株式の種類及び数	当行親会社普通株式 13,950 株
付与日	2025年 7 月14日
勤務対象期間	当行の2025年開催定時株主総会から2026年開催予定の定時株主総会までの期間
譲渡制限期間	当行親会社株式の処分日である2025年 8 月13日から親会社の取締役及び執行役並びに当行又は株式会社北都銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間
譲渡制限解除条件	当行親会社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役若しくは執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、2025年 7 月から割当対象者が当行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。
付与日における公正な評価単価	1,490 円

(注) 社外取締役及び監査等委員を除く。

3. 譲渡制限付株式の規模及びその変動状況

	2022 年 7 月付与	2023 年 7 月付与	2024 年 7 月付与	2025 年 7 月付与
前事業年度末 (株)	11,300	12,700	11,700	—
付与 (株)	—	—	—	13,950
無償取得 (株) (注)	—	—	—	—
譲渡制限解除 (株)	1,100	1,000	900	—
未解除残 (株)	10,200	11,700	10,800	13,950

(注) 当行親会社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において上表の譲渡制限解除条件の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当行親会社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

4. 付与日における公正な評価単価の見積方法

恣意性を排除した価格とするため、譲渡制限付株式の付与に係る当行取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当行親会社普通株式の終値としております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金	2,685 百万円
貸倒引当金	1,212
退職給付引当金	415
有価証券償却	203
減価償却	189
固定資産減損損失	176
その他	313
繰延税金資産小計	5,198
評価性引当額	△ 988
繰延税金資産合計	4,209
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△ 2,610
前払年金費用	△ 176
繰延税金負債合計	△ 2,787
繰延税金資産の純額	1,422 百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当事業年度
役務取引等収益	3,729
預金・貸出業務	913
為替業務	693
証券関連業務	17
代理業務	1,494
保護預り・貸金庫業務	24
その他業務	585
顧客との契約から生じる経常収益	3,729
上記以外の経常収益（注）	24,791
経常収益	28,520

（注）主に、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引及び金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 8. 収益の計上方法」に記載しているため、省略しております。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	フィデアホールディングス(株)	被所有 直接 100.00%	役員の兼任 経営管理等	経営管理 資金の貸付 (注1, 2)	835 10,460	— 貸出金	— 10,460

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引先と同様に決定しております。

2. 資金の貸付の取引金額については平均残高を記載しております。

2. 子会社及び関連会社等

会社法第2条第3号に定める子会社及び関連会社との取引はありますが、各取引項目につきまして重要性がないため記載を省略しております。

3. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	フィデアカード㈱	所有 直接 — 間接 —	役員の兼任 貸出金の被保証	住宅ローン等 の保証	(注1, 2)	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引先と同様に決定しております。

2. フィデアカード㈱は、当行の住宅ローン等の保証を引受けており、2026年3月末の保証残高は253,398百万円であります。また、当行の同社に対する期中の保証料の支払額は310百万円であり、代位弁済額は297百万円であります。

なお、上記以外につきましても、兄弟会社との取引はありますが、各取引項目につきまして重要性がないため記載を省略しております。

4. 役員及び個人主要株主等

取締役及びその近親者並びに親会社の役員の近親者に対する取引はありますが、取引の性質から見て取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引であるため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当行の関係会社は、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 487円62銭

1株当たりの当期純利益金額 24円38銭